

受動喫煙防止対策助成金の創設について

平成22年12月に行われた労働政策審議会建議を踏まえ、財政的支援の一環として、受動喫煙防止対策に取り組む事業者を支援するため、受動喫煙防止対策助成金を創設する。

受動喫煙防止対策助成金の概要

1. 対象事業主

以下の全てを満たす事業主を対象とする。

- ①労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- ②中小企業事業主※であること。
- ③飲食店営業、喫茶店営業、又は旅館業を営む事業主であること。
- ④③の営業を行う事業場で、室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場合、喫煙室以外での喫煙を禁止するため、喫煙室を設置する事業主であること。
- ⑤喫煙室設置の際の書類を適切に保管していること。

※ その資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円)を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人)を超えない事業主をいう。

2. 助成額

喫煙室設置に係る費用の1/4
(ただし、上限を200万円とする。)

4. 申請書等提出先

都道府県労働局

3. 予算規模

平成23年度予算 約2.8億円

5. 開始時期

平成23年10月1日(予定)